

第20回
道州制ビジョン懇談会
第1回
区割り基本方針検討専門委員会

平成20年11月5日（月）

内閣官房 副長官補室（道州制ビジョン）

午後 5時00分開会

○江口座長 私はビジョン懇談会の座長をしております、江口でございます。ただいまから、道州制ビジョン懇談会、区割り基本方針検討専門委員会の合同会議を開催させていただきます。本日はお忙しい中、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

では、鳩山大臣が御出席ですので、ご挨拶を賜りたいと思います。

○鳩山大臣 麻生内閣で担当を命ぜられました、鳩山邦夫でございます。先般、江口座長に来て頂いていろいろお話を聞かせていただきました。道州制については、私は年来の持論でありましたから、20年くらい前から言い続けて参りまして、行政改革というのは永遠の課題でございますが、あるいは地方分権というのも永遠の課題ではあります。行政改革とか地方分権というのは、道州制になったときにはじめて本格的なことができる。従来から考えているものですから、このビジョン懇に寄せていただいて、大変嬉しい気持ちでいっぱいでございます。

本日は大変お忙しい中、道州制ビジョン懇談会・区割り基本方針検討専門委員会合同会議に御出席いただき、厚く御礼を申し上げます。道州制ビジョン懇談会においては、大変熱心に議論をいただいておりますことに、改めて感謝の意を表します。中間報告を取りまとめでいただいて以降、道州制に関するマスコミ報道も多くなされ、また自民党や経済界等においても道州制をめぐる議論が、正直やっとな熱を帯びてきた、そういう思いがしております。地域の活性化のために、地方自治体の権限と責任で地域経営を行えるよう、地方分権を進め、最終的には地域主権型道州制の導入を目指すために、私も担当大臣として精力的に頑張っていきたいと考えております。

しかしながらハードルというのがいろんなところにあるようでございまして、昨日も閣議で、地方分権改革推進委員会が頑張っておられて、第2次勧告に向けて精力的に御議論いただいているから、次の国の出先機関とか枠組み等の問題と思いますが、総理が所信表明演説で、私が決断しますと断を下すと言うことをおっしゃってるわけですが、是非とも総理が決断をされやすいように各閣僚のご協力をお願いしますと発言しましたところ、真っ向から反論を受けるというようなことがございました。やはりいろんなところに、まだまだ厳しいハードルがあるなとつくづく思うことがありますので、やはり地方分権のその先に道州制があるということでございまして、それが地域主権型道州制と考えておりますので、みなさまの精力的な御議論をお願い致します。ありがとうございました。

○江口座長 ありがとうございます。大変心強い、力強いご発言をいただきました。ビジョン懇としては継続的に議論を重ねていきたい、報告なりしていきたいと思っております。

本日は区割り基本方針検討専門委員会の第1回目でもありますので、最初に専門委員会の委員の御紹介をさせていただきます。お名前を申し上げますので、自己紹介を兼ねまして、5分程度で一言御発言をお願いしたいと思います。それではまず専門委員会の委員長

であります矢田先生、お願いいたします。

○矢田委員長 北九州市立大学の矢田でございます。国土審議会圏域部会で委員をやっております、現在の新しい国土形成計画につきましては、いわゆる広域地方計画の区割りを担当いたしました。約半年ほどでございます。また九州知事会と九州の財界4団体で構成されております九州地域戦略会議は、平成17年にできまして、そのもとに道州制の九州モデルを作る道州制検討委員会をおき、私とその委員長として国と道州・市町村の役割分担や税財源を中心に検討し、10月30日に答申を出したところでございます。こうした経験をベースに、今回もいっそう勉強ができるかなとお引き受け致しました。道州制につきましては、本質的な問題もたくさんありますが、意外と障害になっているのは区割りのところで、地域も大変神経質になっております。本委員会では委員はもちろん、関係者からいろいろお話を伺いながら慎重に進めていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○江口座長 ありがとうございます。それではつづきまして加藤委員、よろしくお願ひします。

○加藤委員 東京大学大学院法学政治学研究科の加藤でございます。専門は政治学で、地方制度に詳しいわけではないのですが、地方制度調査会の臨時委員を務めさせていただきまして、平成18年には道州制に関する提言のとりまとめに携わらせていただきました。制度改革の時には何も実行されないか、形だけの改革をやって効果があがらないということが往往にしてあります。政治過程としても複雑な場合が多いようです。このたびは委員を引き受けさせて頂きましたので、委員会の成果が上がるような形になっていけばと思っております。

○江口座長 ありがとうございます。それではつづきまして金井委員、よろしくお願ひします。

○金井委員 ただいまご紹介にあずかりました金井でございます。よろしくお願ひ致します。私は東大の加藤先生とは専門がある意味では近いわけですが、政治学の中でも自治体行政学を専門にしております。道州制というのは非常に悩ましい課題ということで、継続的に研究しているところではありますが、実際に道州制の議論がどのように行われるかということをつぶさに見る機会はなかったのでありまして、そのような意味で大変貴重な機会を与えていただいたと思っております。特に自治体も、そもそも国もそうなわけですが、領域・スペース・空間を前提にしておりますので、空間の区割りというのは大変難しい問題があります。従いまして、どのようなロジックで線を引くことができるのかということは大変研究テーマとしても興味深いと思っております。今回はたまたま区割りの基本方針の検討ということで、どのように区割りをするのかということについて研究する機会を与えていただきたいのは、非常に貴重な機会を与えていただいたと思っております、少しでもお役に立てることができればと考えておりますので、ご指導のほどよろしくお願ひします。

○江口座長 ありがとうございます。それではつづきまして田村委員、よろしくお願ひします。

○田村委員 ただいまご紹介いただきました新潟大学の田村でございます。先般7月のビジョン懇談会ではゲストスピーカーとして発言させていただきました、ありがとうございます。私も専門分野は行政学と地方自治でございますが、2003年に個人的に道州制の研究をさせていただいたこともございます。また各地方六団体でも議論しておりますが、全国市長会の研究会にもメンバーの一員として加わらせていただいております、引き続き道州制について関心を持つというより、積極的に議論させていただきたいという立場にあります。私自身、最近やはり地域間の格差を全国各地出張する中で感じるところであります、道州制の区割りとなりますと各委員のお話がありましたが、難しさ・厳しさ等もあろうかと思ひます。その中で少しでも透明性・客観性のある基本方針の策定に向けて、少しでも尽力できたらと思ひておりますので、よろしくお願ひします。

○江口座長 それでは続きまして道州制ビジョン懇談会の委員につきましては私の方から紹介させていただきたいと思ひます。まず、金子委員でございます。それから鎌田委員。それから堺屋委員。それから道州制ビジョン懇談会との橋渡しとしてご参加いただいております、長谷川委員でございます。それから宮島委員、佐々木委員、村上委員、芦塚委員、太田委員ということです。それでは本日の議事に入らせていただきますが、本日は区割り基本方針検討専門委員会の第1回目でもありますので、委員会としての取り決めが必要でございます。そこで、少しの間矢田委員長さんに議事を引き継ぎ、委員会としての取り決めをお願ひしたいと思ひます。

○矢田委員長 かしこまりました。それでは、区割り基本方針検討専門委員会の運営についてお諮りいたします。お手元の資料2でございますが、1つ目、議事の公開について、委員会及び議事録は原則公開といたします。また委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができることといたします。なお、会場は定員が限られておりますため、傍聴希望者多数の場合は人数を制限することといたします。これが第1点です。第2に、委員会で配布した資料ですが、原則として、委員会終了後速やかに公開することといたします。以上のような運営の仕方で御異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは確認ということでありがとうございます。区割り基本方針検討専門委員会の議事としては以上ですので、このあとは江口座長に議事進行をお返しします。よろしくお願ひいたします。

○江口座長 ありがとうございます。それでは引き続き議事を進めさせていただきます。次に議事の2番目、道州制ビジョン懇談会中間報告における道州の区域に関する記述につきまして、事務局の杉本参事官の方から御説明をいただきたいと思ひます。

○杉本参事官 それでは資料3から説明したいと思ひます。資料の3をお開き下さい。まず、道州制ビジョン懇談会の中間報告を3月に取りまとめていただいておりますが、この中の道州の区域に関する記述ということで1枚紙を作らせていただいております。1番

をご覧くださいますと、まず専門委員会の検討内容といたしまして、道州の区域について透明性のある基準を設定すること、基本方針を定めることというのが書かれております。それから2におきまして、道州の区域を定める際の考慮事項ということで、具体的な区割り案等は示されておられません、経済的財政的自立が可能な規模であること、住民の帰属意識を持てるような地理的一体性のあること、歴史文化風土の共通性、生活や経済面での交流といったことが考慮事項としてあげられているところでございます。3番目といたしまして、道州制の区域を定める際のプロセスにつきましては、道州制の区域設定にはその道州の住民の意志を可能な限り尊重するという、それから道州の区域設定は法律によるということ、道州制移行後においても道州の区域の修正を可能とするといった柔軟な対応が求められているところでございます。こういったことが中間報告の中で記述されているものでございます。資料4、資料5につきましては実際の中間報告でございます。

つづきまして、資料6から資料8をつけさせていただいております。資料6につきましては第28次地方制度調査会におきまして一昨年2月28日に取りまとめられました「道州制のあり方に関する答申」についてでございます。それから資料7につきましては国土審議会圏域部会において一昨年の6月に取りまとめられました「広域地方計画区域のあり方について」というものでございます。それから資料8でございますが、自民党道州制推進本部において先般7月29日に取りまとめられました「道州制に関する第3次中間報告」の中で、それぞれ区割りに関する部分を抜粋したものをご用意いたしております。これらにつきましては、区割りの専門委員会の方で順次内容について御議論いただければと考えておきまして、今日は資料のご紹介ということでご用意をさせていただいております。○江口座長 ありがとうございます。なお、これらにつきましては、次回以降の区割り専門委員会におきまして、必要に応じて関係者の方に御説明いただくことを考えているようでございます。それではこれらの資料を参考にしながら、本日も出席されているすべての委員のみなさまからご発言をいただきたいと。7時前には終わりたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思っております。どなたかご発言ございましたら、区割りの問題、まず橋渡しの長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 お配りいただいた資料に全部目を通していません。ただ、その中に、自民党がまとめたものがあつたと思うんですが、資料の8ですね。1枚おめくりいただくと区割り案が4通りですか、あります。色刷りで都道府県を割っていくというイメージなんですが、私、最初に確認したいと思っておりますことは、この自民党の紙を見ると、左側2頁のところ、47都道府県のこと書いてあつて、右側に色刷りののが書いてあるわけですが、私たちがこれまで積み重ねてきた道州制ビジョン懇談会の中間報告ではですね、たとえば中間報告の12頁に書いてあることですが、国と道州と基礎自治体の役割を見直すと、こうあるわけでありまして、住民ができないことは基礎自治体に、基礎自治体ができないことは道州が、それ以外は国へという整理になっておりますから、これからのビジョン懇談会の区割りの議論をするときも、今ある47都道府県の県境というものは最初か

ら前提としないのであれば、こういう風に理解したい。道州制ビジョン懇談会で立ててきた議論というのは、基礎自治体300その上に道州があり国があると、こういう国と道州と基礎自治体の3層制で考えるということでありますから、この議論からは47都道府県の県境を前提とするという議論は出てこないと私は理解しております。したがって、議論がある中で、積み重ねた結果、47都道府県の県境に重なって道州が分かれてしまうのかもしれないし、それが合理的なのであるという結論になるかもしれないけれども、議論の出発点としては、県境を前提としないということを私としては確認しておきたいなと思いました。

○江口座長 要するに白地図を前提にどういう風な道州の形にするかと、そこから考えていきたい。

○長谷川委員 もう少し付言しますと、いちばん住民に近いところにあるものは基礎自治体、300とすれば、まずこれが住民にいちばん近いところにあるわけですから、そこそが土台として大事なものであって、そこにできないものが道州になるとこういう風に整理してあるわけですから、補完性の原理からいってもそうなるわけですから、あるいはできあがった道州というのは別の県の基礎自治体と他県にある基礎自治体と一緒にすることもありうるということです。

○江口座長 堺屋委員、お時間があるかと思えますから。

○堺屋委員 私はみなさんがたにひとこと念を押しておきたいところがあります。いろんなところで道州制の話をしてみますと、道州制を都道府県合併だという考え方がかなり多いんですね。どこへ行っても都道府県合併だという考え方があります。今日の資料4にまとめられておりますが、いちばん大事なことは道州制は国の権限を狭めることなんです。その中に区割りを作るときに、その区割りが経済的・社会的に独立するに値する規模というのが書いてあります。その独立できる規模というのは、現在の国があることを前提とした独立ではなくして、国の権限が非常に小さくなる、そして産業政策や福祉政策や教育、農業、観光開発なんかはすべて道州でやるということを前提とした規模なんですね。果たして、自民党やいろんなところから出ております区割り案、各地域の経済団体などが出している区割り案は、その点を十分に考慮されているかどうか、これが非常に大きな問題だと思うんです。国の権限、あるいは行政権、あるいは補助助成、そういうことを前提として区割りを考えていただくと、細分化されちゃうというか、府県合併になってしまう。道州制のいちばん大事なことは国の権限を外交防衛通貨の発行等々17項目に限定して他は道州がやらないといけない、それを前提として、この区画でできますねということなんです。だからこの点を十分ご理解していただきたいと考えております。

第2番目に、これまで出たのは国を前提としているのか、あるいは長年の教育のせい、必ず今の国の出先機関の割合に形になっただけなんです。これにも何か国は残るという意識があるんじゃないかという気がしております。その点も外して特にその社会的経済的結合性というのが出ておりますが、これは現在の財務局とか通産局とかの区割りとは違ってお

りますけれども、その点も大事だと思います。

3番目に、州都の問題が地方に行くto必ず道州制はいいけど州都はどこにするんだという話が出てくるわけですが、州都の機能というのは、1つにまとまっていなきゃいけないのかどうか、あるいは道州間の調整の機能、これは交付税等で国が行っておりますけれども、これは道州間の調整がいいのではないかと、その場合道州間の調整機能の所在地、これはそれぞれの機能によって、財政はA市と、教育に関する調整はB市を、産業振興に関する調整がC市という形になってもいいわけですね。そういった現在の国の権限を前提としない、制限されるという前提で議論していただきたい。座長のおっしゃる地域主権型道州制というものを是非よく勘案した上でお考えいただきたいと思っております。

○江口座長 ありがとうございます。それでは宮島委員。ビジョン懇の委員のみなさまのお話をお聞き頂いた上で、区割り専門委員のみなさまにお話をお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○宮島委員 宮島でございます。今お話ししようと思っていたことは、ほぼ堺屋委員がおっしゃったことに近いのですが、私も気になっておりますのは、道州制の話を一一般の方としますと、どことどの県がくつつくんだと、あとはかなり力が似通った県庁所在地がある場合にどちらになるんだとか、そういうようなお尋ねを受けることがあります。発想としてそういう形ではなくむしろその住民の中にあるさまざまな経済活動ですとか交流とかそういうところからすくいあげての区割りになることが大切なのではないかと思ひます。どうしても長い間都道府県をやっていると、県の意識というのがみなさんの中にあるんですけれども、それとは別のたとえば物流の動きですとか文化の動きということの中で住んでる方々の意識や意見を丁寧に吸い上げることによって区割りをすることが大事だと思ひます。あと一般の方々の間で基礎自治体が大事だということが必ずしもまだ浸透していないという風に思ひますので、まずは基礎自治体でやると、そして自分たちが足りないところを強化するのにどうすればいいのかというようなところを、国民の意識に気をつけながら区割りをしていくと、いう考え方かなと思ひます。よろしくお願ひします。

○江口座長 それでは鎌田委員。

○鎌田委員 区割りの検討委員会が発足するというところで、今後の議論に専門的な観点からの議論を期待したいと思ひます。私は、先ほど大臣もおっしゃってございましたけれども、道州制そのものに関する議論がまだまだ深まっていないとか盛り上がっていないとか、そういう認識を強く持っているものですから、そういう意味では一部で道州の区割りだったり州都に関する関心があるということについては私も聞いているんですけれども、もう少し国をどうするという議論を深めたいなという立場でこの懇談会に参加しているんですけれども、その意味で委員会のみなさまにはなぜ道州制なのかという視点も踏まえた上で、大所高所の区割りに関する視点を国民あるいは地域に提供できるような議論を是非お願ひしたいと思ひます。都道府県に関してこれを前提に議論するかどうかというのはそれぞれのお立場があろうかと思ひますけれども、やはり120年続いてきた区

割り、都道府県を意識せざるをえないんだろうなどは思っています。専門的なお立場からの議論の中で、是非都道府県が果たしてきた役割、つまりこういう区割りが120年続いてきたということに関して検証についても出来る範囲で結構ですので、国民や地域の検討材料になるようなそういうことを提供していただきたいと思います。

○江口座長 ありがとうございます。それではビジョン懇の最後、金子委員お願いします。

○金子委員 金子です。長谷川委員から出たことと堺屋委員から出たこと、これらについては私もまったく同じに考えております。これを繰り返さないようにして次に進みたいと思います。この区割りが決まるのは最終ゴールの段階になると考えます。しかしながら日本の道州制を進めるについて、区割りというものを先に国民にぶつけないと議論が巻き起こらないという視点があって、それで先に区割りを作っていかうとなったと思います。これは確かにその通りで、その意味において、経済の面・社会の面・歴史の面・伝統の面いろいろな視点から区割りを考えていくということ、1つの有識者の見解として完成し提示することは非常に有効だと思います。しかしそれは決定ではないということが非常に重要なところではあります。決定は誰がするのか。それは言うまでもなく、地域に住む主権者国民が決める。この原則だけは失ってはならない。それで長谷川委員が言われたことが生きてくるのです。最終的には地域に住む主権者国民がどちらへ帰属するかを決める、帰属するための見本がこれから委員会がお作りになる区割り案だという風に考えなければいけない。もう1つは国の役割でございます。国民がいくら民主主義だといっても、個々の国民の中から総合的に作り上げていってそれをそのままというわけにはいかない、必ず国の法律というものがいるわけです。そこで国の基本法の性格でございますが、資料3にも出ておりますが、国が提示するときには2つ原則がある。1つは全国一律でなければいけない。第2はいったん法律で決めてそれを出しますが、それはそれによって未来永劫決まるのではなくて、当分の間それは流動するということを前提にした法律の書き方になっていなければならないということでもあります。現行の都道府県ができたのを見ておりましたが、いかにも後世の人からみると、当時の明治の絶対権力が作り上げたように見えますけれども、実際は、あの絶対権力をもってしてもいっぺんにはできなかったのが47都道府県の区域です。これができるまでの間に出たり入ったり動いたりしながら、最低20年から30年はかかっている。その歴史はやはり十分に考えておかなければならないし、もう1つ言うなれば、当時の絶対権力よりも平成の民主権力の方が弱いわけですから、その時よりもっと大変だと考えなければいけないが、ただしマスコミ等の発達、情報伝達・情報公開が非常に発達しておりますから、その点で幾分かは緩和されるだろうと考えて、せめて明治と同じくらいのスピードで最終案ができるので、それまでの間、手をこまぬいて国の基本法を待つという姿ではなく、下の方からまず動いていかないといけない。やはり道を開こうと思ったらまず歩かなければならない、という原則がある。歩くためには識者が歩いているだけではだめなので、地方に住む主権者国民が歩き出すためのフレームワークを国が作って

あげないといけない。だから基本法というのは2段階になるだろうと。最終決定の基本法と、その前のそこに進んでいくための段階を、フレームワークを決める基本法、その2つを考慮しないといけない。そうでないと区割りというのは、はじめからこういう風にするという形で上からどんと下ろしてみてもどうにもならない、そういうことであります。以上です。

○江口座長 ありがとうございます。いったん区割りを決めて線を引いたからといって、絶対的なものだというものではない、その後、流動的に必要があれば州境というものを変更するようにしていくと、そういうことが行われなければならないということは、私もまったく金子委員に賛成というか、そのとおりでと思います。区割りをこのビジョン懇談会で先行させたということは今までありません。中間報告の中で区割りを示したということはありません。1ページも1行もありませんで、最終報告で最後の最後に区割り案というものを出さなければ、やっぱり道州制ビジョン懇として全体の役割を果たすことはできないだろうと、ただし、最終報告で1つだけということではなくて、私としてはいくつもの候補があってもいいのではないだろうかと。少なくとも3案4案ぐらいあって、最終的にはまた国会の方で決めていただくということでも、総理の方で決めていただくという形でもいいのではないだろうかと。いずれにしても、道州制の区割りについては、長谷川委員も堺屋委員も金子委員も再三にわたって言われておりますけれども、白地図では是非考えていただきたいと思うんですけれども、本日は松浪政務官がわざわざご多忙の中ご出席いただいております。今までのところを聞いて、政務官のお考えも含めて全体的にお話いただければと思います。よろしくお願いします。

○松浪政務官 大臣政務官の松浪健太でございます。よろしく申し上げます。私は自民党の第2次中間報告を出す前から事務局次長をやっております、党の方の流れも踏まえながらこの話もさせていただきたいと。自民党の中では常に5つの委員会がございます。区割りの委員会、国と地方の役割分担、政治、それから道州と基礎自治体の関係、税財政とこの5つの観点からですね、議論が百数十回にわたって行われているわけでありまして。区割りの議論をするときにいつも問題になりますのは、区割りを先行してしまうとついつい本質論から離れてしまう、何のための道州制なのかというところが非常にぼやけしまう危険性があると、これはいつも我々は忘れることなく議論しなければならないと思うわけでありまして。自民党の中の区割りの案ではですね、先ほどから白地図という話が出ておりますが、関西とか道州とか表があったと思うんですが、あれのもっと詳しい版がですね、たとえば地方支分部局の区割りであるとか、それから日経の地方版の区割りであるとか、さらには経済団体の区割りであるとか、そういったものを一覧にしたものがありますので、それを見ますと先ほどの図に収斂されるわけですが、1つ難しいのはたとえば中部地方でありまして、長野県の場合はですね、廃藩置県の経緯からこれを半分に分けた方がいいのではないかという声が地元の代議士から出たりとか、東京にしてもですね、東京とくっつてるわけですが、私個人的にはもしできるならば23区をワシントンDCのよ

うに直轄にしてですね、道州制はやはり東京一極集中の是正という面がありますので、その他の市を他の所に持ってくると、南関東に入れるとかですね、そういった柔軟な考え方があってもいいのではないかと。実際私は選挙区が大阪の高槻市というところでありまして、高槻市の北部の檜田地域というところは昭和30年代に京都から越境合併して大阪府になっておりまして、戦後にすでに地方自治ではそういう例があるということですので、都道府県を当然基本としながら柔軟に地域の人たちの声をやるというのが重要ではないかなと思います。冒頭に申し上げましたどうして道州制をやるのかと、日本の経済もここまでしんどくなっているわけですから、東京一極集中を是正するために、まず道州の経済圏を経済ブランドという風に位置づけまして、農業ブランドの強い地域、工業ブランドの地域、それからまた医療なんかが発達している地域とかですね、そういう新しい地域に希望をもたらすそうした区割りをみなさんと考えていただきたいと考えておりまして、道州制をどうして導入するのかというメリットを常に頭に入れながら、議論を進めていただきたいと思います。以上です。

○江口座長 ありがとうございます。今はじめまして40分くらい経っておるわけですが、あと20分ほど区割り基本方針検討専門委員会の先生方にはご辛抱頂いて、あと佐々木委員、村上委員、芦塚委員、太田委員のそれぞれの地域地域のお立場というかお考えというか、地域からのご発言をですね、特に太田委員はおありだと思いますし。まず佐々木委員の方からお話いただきたいと思います。

○佐々木委員 東北経済連合会から出ております佐々木でございます。先ほど来、各委員がおっしゃったことがだいたい共通の認識だろうと伺いながら思っておりました。というのは、我々の主張も前々からいろいろ提言しておりますが、前々から申し上げているのは、やはりブランドデザインというか、どういう役割分担をするかということを中心に議論しない限り、特に住民にいちばん近い基礎自治体がどういうサービスを提供するのがこれから望ましいのかということを中心にきちんから見極めない限り、議論は収束しないという風に考えておりまして、そしてそのだいたい先に区割りの問題はあるわけですが、その際には先ほど来、出ている経済的つながりですとか物流ということもあるでしょうし歴史文化風土の経緯ということが当然考慮されるべきでしょうし、そういうことを分析した上でお考えいただくのがいいのではないかと、皆様のご意見とまったく変わりございません。もちろん細かい問題にはいろいろ申し上げることもあろうかと思いますが、現状は全く変わらなないと考えております。

○江口座長 今お話のありました国・道州・基礎自治体の役割、特に国の役割を明確にしなければならぬと、これは常々堺屋委員が強調されているところでございまして、特に国の役割ということで、この中間報告の16ページですけれども、国の役割は17ページになりますか、この16項目に限定してまずここを押さえると、そしてそれ以外のことを道州それから基礎自治体の役割というか、そういう発想をしなければならぬと、堺屋委員は常々まず国の役割というものを明確にという風に発言しておられるということをお

っと申し添えておきます。では村上委員、よろしくお願いします。

○村上委員 関経連を代表して参加させていただいております村上でございます、先ほどから各委員のご意見を聞いておりまして、ほぼ関経連の考え方とほとんど違和感なく、全く同感というか、そんなことで安心をしておりました。やはり柔軟によく民意を反映して最終的には決めていくということが大変大事なわけですけれども、そうは言いましてもなかなかどうという段階で民意をどういう手続きで確認していくかというのは大変難しいと思いますので、この辺のところを今回のこの委員会で詰めていただくということを大変期待しております。以上でございます。

○江口座長 ちょっとお尋ねしますが、関西の財界ですね。橋下知事がですね、関西州ということで非常に強調されております。繰り返し繰り返し道州制にしてもらわないと成り立たないというようなことで、時に涙を流さんばかりに、時に絶叫してまた記者会見の時の後ろには関西州と書いたボードをバックにして記者会見なんかをやっておられますけれども、関西の財界と橋下知事のコミュニケーションというか接触というか対話といったものは行われているのでしょうか。まったく今まで行われていないのでしょうか。

○村上委員 私が理解しておりますのは、いろんなテーマについては関経連と知事との間で意見交換やってると思うのですが、ことこの道州制、知事が言っておられる関西州について事前に関経連との意見のすりあわせがあったのかということ、それはまったくございません。府の首長さんが道州制というものに熱意を示していただいているのは大変結構だと思っておりますが、お考えはあくまでも知事個人のお考えで述べていらっしゃるという理解ですね。

○江口座長 私の希望としては是非1回関西の財界の村上委員をはじめみなさん方と、橋下知事と道州制についての議論をというか、1回話を開いていただきたいなという風に希望いたしておりますので、できればその時傍聴させていただければ大変ありがたいと思います。では九州の芦塚委員。

○芦塚委員 九州は、当初は経済界が中心となって、歴史的な背景もあり、一体となった様々な取り組みをしてまいりました。その後、九州7県で、政策連合その他で取り組み、現在では、九州地域戦略会議に参加の7県が、経済界も交えたところで、この中で一体的な取組をやろうということで、協議し、実行しているところです。それを踏まえて、九州での区割りとはどう考えていけばよいのかということでございます。私どもとしましては、九州は島国であり地理的な面に併せて先述通り歴史・文化的にも一体感がございます。現在はそういった認識でいますので、第28次地制調では九州を半分に分けようという案も出て、戸惑いました。地元のムードとしては一体で取り組んでいるということを考慮いただければと思っております。そして、私どもとしましては、今回この専門委員会の方で九州は一体となった方がよいといったことに関し考慮すべき事項をお詰めいただいて、整理していただけるとありがたいと期待しております。現段階としましては、一時的なもので、また変更・修正が必要かとは思いますが、実際の具体的な区割り案をご提示いただくとあ

りがたいと思っています。以上です。

○江口座長 どうもありがとうございました。それでは沖縄の太田委員、1つよろしくお願ひします。

○太田委員 沖縄から参りました太田でございます。この区割りの問題については江口座長が沖縄・九州は1つと問題提起された後、沖縄では相当議論してまいりました。第28次の地方制度調査会であるとか、自民党の道州制推進本部の区割り案では沖縄は単独ということになっていますが、ビジョン懇ではまだ区割り案は出されていません。専門委員会にゆだねるということになっています。廃藩置県から120年、1889年ですから来年で120年になります。その中で沖縄県は1945年に里子（米国の植民地）に出されて27年間は米国支配下であって、沖縄県ではなくて琉球政府がありました。それから33年前に復帰して沖縄県は47都道府県の中に入ってきました。沖縄県については区域を決める時の考慮事項という中で、帰属意識の問題とか地理的一体性の問題、歴史文化の問題、そういうことを加味しても単独にした方がいいのではないかと考えています。財政的に問題はありますが、区割りについては経済的な問題だけでは整理ができないと考えております。経済的な問題でいえば、世界で沖縄くらいの規模の国はあるわけで、いちばん近いのはハワイだと思っています。人口は沖縄の方がちょっと多い、産業は基地と観光と農業、沖縄と似ています。沖縄では、このビジョン懇ができた後、半年くらいして沖縄道州制懇話会を設立しました。何故、設立したかというビジョン懇の中で区割りの議論が出たときに沖縄は九州と一体がいいのではないかという話があるものですから、沖縄は単独がいいのか、九州と一緒にいいのか、東京と一緒にいいのかというこういう議論をしておかないと、このビジョン懇で意見が言えないということで、沖縄道州制懇話会を設けました。その中間答申で沖縄は単独州がいいという答申を出しました。県から諮問されたわけではありません。民間の懇話会として県知事に答申をしたものであります。もし必要であれば事務局に言っていただければ提言を冊子にしてありますので、参考にしていただきたいと考えております。いずれにしても、沖縄は歴史的経緯から変わっているところではありますが、県都那覇市で市長選をやっていて、11月16日に投票があるのですが、自公と革新統一その他に琉球独立党で立候補しているのがおります。この琉球独立党というのが立候補すると3000票あまりが入ってくるとこういう特殊なところがあります。そういう特殊なところですが、歴史的な問題、地理的な問題も検討していただきまして、区割りについての考え方を出していただきたい。ただ1点だけですね、沖縄側でできない問題が1つあります。奄美諸島をどうするのかという問題を沖縄で議論するんです。復帰前、奄美諸島も米軍統治下の時期があり琉球政府の行政区域の時期がありました。先に復帰して、鹿児島県に編入されました。

それ以前は奄美に沖縄支庁があつて、沖縄と一緒にだったんです。奄美の方々と話をすると、民間の方は沖縄と一緒にいいと言われるんですが、行政の方はノーコメントなんですね。行政の立場上そういうことなんだと思いますが、奄美をどうするのか、地理的に見れば鹿

児島より沖縄が近いことは間違いない、文化とか歴史もよく調べていただければ、文化歴史的にも沖縄が近いかなと思っております、このあたりは専門委員の方々に奄美の人々の考え方を調査していただいて、区割りに反映させていただきたいと思っております。以上でございます。

○江口座長 ありがとうございます。

○金子委員 もう1つですね、関連を考えていただきたいことがございます。それは松浪政務官が出席なさっているのですが、松浪政務官などが主体となって上げられた成果の1つに道州制特区推進法というのがある。先ほども申しましたように、最終盤の道州制基本法を作るまでの間、何もしないでいて突然というわけにはいかない。特に民主主義ですから、地方が全然動いていないのに国の命令でわかったか、これがいちばんいいからこれでいけというのは無いわけですね。そうすると地方自体が道州に向かって歩き出さないといけない、歩き出すためのフレームワークが道州制特区推進法なわけですね。ところが、特区推進法は前提に合併をおいて、都道府県の。これはまったくのミスとしか考えられない。なぜなら合併というのはゴールです。しかも堺屋委員がそれから長谷川委員がおっしゃられたように、都道府県というものが合併して道州ができるわけではないという前提もあるわけですから、合併前提にした特区というのは何か。あの法律はそれだけをもって無意味な法律だと言われかねない状況なのです。しかしながらその1点を改正してですね、たとえば九州。九州は一致した考え方があるわけです。この九州が第2の特区として、北海道と並んで早く歩き出してもらいたいと考えるわけで。そのためには当然道州制特区推進法の改正がいますし、九州の方も特定広域団体を作り上げるに足る地域協議会の強化という動きが必要になってくるわけですね。そういう動きが前提にある、日本の本州各地にもある、それとこの区割りを考える場合に、時期的には最終的には一致したとしても、その過渡段階においてはバラバラにおそらく動くことになる。特区推進法でも3県合併を打ち出しているぐらいですから、そここのところの問題をですね、どう整合性を与えながら過渡段階を考えていくのか、その観点もお願いしたいと。

○江口座長 九州は1つでまとまっているということは歴然たる事実で、そこを北海道に引き続いて第2の特区にしたかどうかというお話だったと思いますけれども、ビジョン懇の親会としての最終的に堺屋先生、ちょっとまとめていただけますか。

○堺屋委員 これから大変難しい問題を区割り委員会でやってもらうことになるわけですが、その場合、やはり経済的社会的に独立したとことして、国が権限を限定されたときに、たとえば今の沖縄でも、国が限定された時に沖縄県がどういう具合にこの財政的人材的に自立できるかというのは大変難しい問題で、私も沖縄に復帰の時から住んでいたことがございますが、大変難しい問題だと思うんですね。そこはやはり甘く見ない方がいいという感じがいたします。それからもう1つの問題として、国の行政のために作られた支分部局の区画、これにこだわることはないと思うんですね。たとえば関東地方で見ますと、交通物流の関係は東西よりも南北の方がはるかに強いんですけれども、そういうことも考

慮していただきたい。なんと国支分部局の区画に流れがちですけれども、それも1つの考え方です。それからもう1つは情報発信機能を持てる規模というのが必要だと思うんです。今の県は小さすぎますから、県単位のテレビ局というのは深夜のコマーシャルくらいしか取れません。けれども外国へ行きますと、至るところにキー局と言いますか中心局があって、日本のように東京にしかないというのは日本だけです。それから外国通信記者クラブが1つしかないのも日本だけです。それはそういうものができる規模とか人材とかそういったものが考えていただかないと、将来自立しないと思うんですね。本当に民間企業の大企業やマスコミが各道州にできるような方策は何かということから、区割りのことも考えていただきたいと思っております。

○江口座長 ありがとうございます。政務官どうぞ。

○松浪政務官 道州制特区法案が出ますとややこしい話になるんですが、五月雨式になっていいのかというところをよくお考えいただきたいと。堺屋先生おっしゃるように国の機能をしぼるとするのは非常に大事なことですけれども、それは逆に言い返せば自民党の第3次中間報告を見ていただければですね、国と地方の役割分担の分野があります。ここには大きく、地方支分部局は基本的に廃止する、そして補助金は基本的に無くすという大きな柱を立てているわけですね。これはどういうことかと言いますと、国家公務員、権限財源人間の3げんを一気に移譲したいと、権限財源だけでなくやはり人間のノウハウも一緒にそちらに移すと。私もこないだまで厚生労働の政務官をやっておりましたけれども、保育所とか病院のベッドの面積要件とかそういったものまで道州でそれぞれの政策をもってこれから社会保障1つのやり方では持ちませんから、日本における実験というかですね、切磋琢磨の仕組みが必要であろうという目がありまして、やはり五月雨式にやっていて地方支分部局に国の機能を移せるのかどうか、その間に骨抜きになってしまうことがたくさんあるんじゃないかといったことが危惧されます。今の地方分権改革推進委員会での議論がまさにその点が問題になっていると思っておりますので、本当に一気にこれをどういう風に理想を持っていくのかということ常念頭に持っておいていただきたいと思っております。

○江口座長 どうもありがとうございます。それでは前半が終わりましたので、今までビジョン懇のそれぞれの委員の方々の話をいただきました。これから長谷川委員、加藤委員、金井委員、矢田委員長、それから田村委員、いろいろと意見あるいはまた提案、あるいはまた日頃考えていること、何でも結構でございますので、5人の方お話をいただきたいと思っております。田村委員いかがでございますか。

○田村委員 各委員の意見を聴いておまして、確かに道州制の議論を、区割りについて考えるにあたっては経済的な面、社会的な面その独立性というのは重要なんだと考えているんですが、一方でビジョン懇の中間報告の区域に係る記述にもあるように、住民の帰属意識というのはどこまで広がるのかと、経済的社会的に独立となるとかなり大きな道州のイメージができるわけですが、帰属意識となりますとむしろ今の都道府県の中でも

西と東で意識が違うとか、あるいは歴史文化風土もかなり共通性がないところもある。そういうところとかその辺のかねあいと言いますか、どう考えるかというのは委員会の中でもさまざまに議論していかなければいけないなと思っておりますし、あと私個人的に思っていますのは、今は2008年の時点で私どもは議論しているわけですが、これはあくまでも10年ということですから、おそらく2020年くらいの日本の社会、その時の人口ですとかその時のさまざまな経済情勢とかをある程度前提に考える必要がある。その際に一体性とか共通性とか考えるときに、交通体系というのを考えるのが重要ではないかと。実は先般九州の方に行っておりまして、熊本の方まで行っていたのですが、ほとんど九州の新幹線はできようとしておりますし、九州の一体性というのは新幹線ができれば、もちろんまた長崎のこともあるでしょうけれども、一体性は加速されるだろうと。そういうことから考えますと、2020年のさまざまなプロジェクトの進捗状況も踏まえつつ議論しなくちゃいけない。なんとなく2008年のこの時点でのもので議論しますと、少し視野がせまくなるんじゃないかと。とりあえず以上です。

○江口座長 確かに2025年にJR東海が東京名古屋間リニアモーターカーというようなことも発表してございますし、そういったことも確かに2020年、その頃日本はどういう国の形になっているのかということも考えながらということで、よくお話理解できます。どなたか、加藤委員いかがでございましょうか。

○加藤委員 たぶん私は専門家でないために疑問を持っているのかもしれないのですが、道州制の今までの議論を聞いていますと、なぜ道州制が問題の解決になるかと言う点がいまだわかりません。たとえば、経済活動というのは都道府県の境界の中で行わなければならないわけではなくて、その境界を越えて国境も越えて行われているわけです。それではなぜ経済的な問題の解決に絡んで、都道府県という単位が問題になるかということ、まさに国家・地方の財政であるとか予算の問題があるからということだと思えます。そうしますと1つやはりいちばん最初に問題の根本としてあるのは、たとえば今都道府県の仕組みのもとである、立法とか財政の境界、境目のようなものが道州制になっても道州の間で温存されるのでは、別に広げただけの話になるだけです。言い換えますと、今の都道府県で境のようなものを無くすまでは行かないにしても少し緩めるようなことをすれば、それでも変化は起こるわけです。そういう意味で、行政の単位・規模を変えるというのは非常に重要な問題だと思えますが、何か今の都道府県の下で財政とか立法の制度で対応できることがあって、それを行うことを出発点に行政単位の規模を大きくするというのを考える方が自然ではないかと。そのような点は委員の方はどのようにお考えなのかと思っております。私が地方制度調査会に出ておりました時も、この点に正面から向かう議論ではなくて、今の行政単位をどう変えましょうところから話が始まっていました。問題の根本を変えない限り道州制にしても規模が大きくなっただけで同じ問題が生じるということになると思えます。

○江口座長 はいどうぞ。

○松浪政務官 今の加藤委員のお話なんですけれども、道州制にして、財源まで、税財政まで道州にかなりの力を与えるということがですね、たとえば四国であれば研究開発費が15%以上の企業には固定資産税を減免するとか、そういうインセンティブを与えます。そうすると研究開発費が15%を超えるような企業というのはだいたい製薬会社くらいしかないわけで、製薬会社の集積を図るということですね。そうした規模のメリットを図ることによる経済振興というのも可能になると私は思っているんですね。またEPAなんかもありますね、今インドネシアやフィリピンからこれから看護師さんが入ってくるようになってるんですけれども、本当に日本の文化の中です、こうした外国の労働者を入れてきて日本全体に広まって問題が起きてしまったらですね、私はこれは本当に大変なことになると。それであればある道州で実験できるというのは、東北であれば東北の労働者を優先的にまず入れてくるかですね、日本一律でない、今までは国でしかできなかったことを道州に渡していくことによってさまざまな経済の実験とか経済のインセンティブを与えるというようなビジョンを持たないと、おっしゃるように私は経済については道州制は稼働しえないと。ですので今までの枠組みを越えて何ができるかということを考えていかないといけないということです。

○江口座長 金井委員、いかがでしょうか。

○金井委員 今の議論を受けてコメントした方がいいのか、それともいろいろなお話があって何から感想を述べたらいいのかわからないところも多少あるのですけれども。確かに経済活性化とか経済政策のために、どのような道州政府の単位とか政府の規模がいいのかというのは、1つ重要な視点ではないかという風に思われるのは、その通りなわけですね。ただその際の大きな前提というのは、道州政府がかなり経済政策ができるという大前提があるわけでありまして。けれども、これはかなり現在においてはいわゆる新自由主義が若干限界があるというのはもちろん知られているわけでありましてけれども、果たして政府の経済政策の能力がそれほどあるのかどうなのかということに対しては、かなり大きな疑問もあると。だから果たして政府の単位が変わることによって経済に影響が及ぼせるのかどうかというのは、なかなか難しい。おそらくそれが加藤委員がおっしゃられたのは、経済政策としての道州制というのが論理的にどのような関係があるのだろうかというご質問だったと思うわけですね。基本的には道州制自体のビジョンについては親委員会の所管であろうかと思しますので、区割り委員会においては親委員会が何を考えるのかということや独立変数と言いますか、与えられた要件として考えていくことになるのではないかなと思うわけですが、やはり1つそこに道州制を考えるビジョンの一種の間われざる前提というものがあるのではないかなと。特に政治学、行政学、政治経済学の領域で政府の在り方が経済成長にどういう風に影響を与えるのかというのは、大変大きな関心事でありまして、そのような意味でどういう形態が経済に影響を与えるのか、それとも基本的にはまた与えないのか。やはり経済というのは生き物であって、グローバル経済の中になりますと、あまり政府の区域というのは影響を持たないのではないかと。まあいろんな議論があろう

かと思うのですが、それは道州制を考える上での1つ大きなポイントなのかなあと聞いてました。

ただその前に、道州政府がやることは経済政策だけではないので、教育であるとか社会政策とかですね、いろんなことがあろうかと思えますので、そういう意味で果たしてそう検討されているのかはわからないのです。政治学はある意味で客観的といいますか、行われていることを分析するのが仕事なので、自分が参加する意識よりも見る意識の方が強かったりするので、それが我々の専門家としての限界かもしれませんが、おそらく道州制ビジョンという総合的なもの考えるべきこのビジョン懇談会で、いい悪いの問題ではなくて事実の問題として、経済界の方のメンバーが多いことが、おそらく加藤委員が感じられたような道州制のビジョンを考える上で、経済政策を重視するという特定のイメージになっているんだろうなど。政治学的な観察としては、審議会メンバー構成の分析ということですけども、そういうことがあるんじゃないかなと。そういう意味では、経済政策以外のいろんな政策、社会政策がいちばん大きいと思いますが、あるいは環境政策ですね、そんなことも含めながら、将来的にはたぶんビジョンというのはまとまっていくのではないかなと印象を持っているというのが今の加藤委員と松浪政務官の議論を聞きながら思った感想ということになります。

今のは一種のディスカッションを受けたコメントでありますけれども、次は、全体のことに関する感想です。懇談会の委員の先生方からお話を受けた中で、専門委員会でも専門的というのはいったいなんなのかな、という大変大きな課題を与えられたかなと思います。区割りで線を引くことは誰でもできることであって、そういう意味では線は引けると。問題は、では専門的に線を引くというのはどういうことなのかなと、大変荷が重いなというのを正直思っております。たとえば沖縄と奄美の話なんか出されますと、専門家である以上沖縄と奄美の歴史について詳しく知った上で答えなければならないというのは当然だと思うんですね。これは大変すごい宿題与えられたなと。これを全ての区域について、当然やるというのが専門家の責任となると、これは相当事務局その他にサポートしていただかないと、およそ専門的根拠のない、適当に線を引くことになりかねないと。そう考えると大変気が重いと言いますか、相当な情報量が必要なのではないかなと。ちょっとそこら辺は専門委員会として専門性を期待されるようなことをちゃんとできるだけの情報が我々に与えられるか、あるいは我々も持てるかと。我々は政治学行政学ですからその分野では多少できますけれども、地域の文化とか帰属意識とか風土とかの話になると我々の専門外ですから、やや非常に頭が痛い宿題を与えられたなと思っております。これが全体の感想です。

○江口座長 ありがとうございます。専門的に考えていただくために専門委員会があるわけで、まことに悩ましい問題かもしれませんが、是非取り組んでいただければありがたいなと思っております。それから地域主権型道州制という1つのビジョン懇が出している裏というか、もう1つのテーマは、中央集権体制、国家体制の打破ということです。昭和1

年の国家総動員法で強化された中央集権体制が依然として今日まで続けられている、県単位では結局37万平方キロを47を細切れにしているという、それぞれの県では完結しがたいような状況に今日明治の時代と違いますから、あるいは将来の戦前の時代と違いますから、いろんな問題が大きくなってきてますんで、そういった意味で中央集権を打破することによって、また地域主権型道州制はそのことによって税財政がどうのこうのということよりも、それは結果として出てくるかもしれませんが国民を元気にしたい、地方を元気にしたい、あるいはまた国全体を活性化したい、また1人1人国民にやる気とかあるいはまた元気というものをもたらすような国の形にしたいということです。私今、北海道から沖縄まで3月から80回近く呼ばれて講演して回ってますけれども、感じることはやはりマスコミの方も使われておりますけれども閉塞感。どこ行ってもですね、国民はうつむき加減で、今日は堺屋先生委が途中退場されましたけれどもうつむき加減の景色ばかりになっている。それをこれからのグローバル化の時代、日本を国際社会の中での活気活性化、国民1人1人が元気になることは国全体が元気になると、そういう風な国の形を作らなければならないというようなことだと思っております。松浪政務官も日本の国全体を活性化しまた元気にするという使命感を持っておられると以前伺ったことがありますけれども、松浪政務官のおっしゃる通りだと思っております。それでは、長谷川委員どうぞ。

○長谷川委員　とってもおもしろい議論だなと思って聞いていたんですが、確かに私どもの専門委員会の任務は区割りの透明性のある基準と基本方針を検討するということでありまして、いったいその区割りの基準、合理的で妥当な基準というのが、どういう風に考えたらいいのかというのは、なかなか難題だなあと改めて思いました。それで今日は林先生がいらっしゃるようですが経済学の先生もいらっしゃる、経済学的に考えたときの地方分権のあり方というものは、また政治学的視点とは違ったアプローチもあろうかと思っておりますので、そういう知見をお聞きしたいなと思うわけです。先ほど経済政策のところで話がありましたけれど、今ある都道府県制の形で見れば、たとえば東京1200万人いますが、佐賀県なんかは80万人くらいですし、あまりに規模が違うわけですよ。それで私の道州制の出来上がりのイメージから申し上げますと、産業政策というのは国がやるものかと、たぶん違うよと、道州政府がやるもんじゃないのかなと。国土政策、道路なんかも道州政府がやるのではないかなと思うんですね。そういう産業政策を展開する時のことを考えると、80万では政策にならんだろうと。いつどなたか経営者の方もおっしゃられてましたけど、今や都道府県単位でマーケティングをなんて考えてなくて、東北なりブロックで1200万、1000万前後の広さを持ったところでマーケティングをします。なので営業拠点も都道府県には今もう無くて、事実上気の利いた会社はもう道州制を会社の中でひいているわけですよ。10個くらいの地方営業拠点で展開するということになっている。民間の企業活動はそういう風になっている一方、公共の政府の方はどうなっているかという、47都道府県が経済政策をやっているのかということとそんなことは全然な

くて、霞ヶ関がやっているわけですね。だから産業政策を政府が地方政府が担うというときには、どのくらいのことができて、どのくらいの合理性があるのかということについては、経済学の専門家や政治学の専門家の知見を是非お伺いしたいなと思っているということと、私自身が思っていることは、メディアの立場から、政府が1つよりかはたとえ10個政府があれば、互いの産業政策を比較考量することを住民ができるようになる。つまり政策競争が起きるようになる。ここでも議論があったように善政競争が起きるかもしれない。その結果としてひよっとしたら経済の効率性が高まってより高い成長が期待できるかもしれない。これはかもでありまして、割ったからといって必ず経済成長できるわけではないかもしれないけれども、比べることによって効率性が高まってくる、つまり地元ニーズにより近い無駄の無い政策が地方政府によって展開できることによって全体として効率性が高まってくるということはあるかもしれないなということで、私は基本的には道州制に賛成という立場を取っているわけですが、経済成長の問題、経済政策の問題等々の議論も基本方針あるいは基準を作るにあたっては、これは合理的なある程度の論理的な説明ぶりというのは国民のみなさんに説明するときにも必要だろうなど、それが無いと私も説明するときにも苦労するだろうなど。雑駁な感想ですけれども。

○江口座長 ありがとうございます。その基準をどうするかということについては、専門委員の方々に今後集まっていただくと、少なくとも5、6回集まっていいただいて、その間、事務方の方に資料等を必要とあらば協力してもらって、考えていただきたいと思います。今の経済効果、かまかもという風におっしゃいましたけど、これにつきましては今、私個人的に道州制の経済効果ということについて考えたいということで、今個人的に検討を進めておりますので、これはまた別の機会に私個人の意見としてこの検討結果を皆さん方にご披露することができると。また来年早い時期にご披露することができるんじゃないだろうかと思っております。一応、6時半に終わるという風に思っておりますけれども、6時半越えていただいても結構ですので、最後に矢田委員長の方から、全体を今まで聞いていただいて、どうぞ15分間くらいでも結構ですのでいろいろとご意見を言っていいただいて、あとすいませんけれども専門委員の方々の会合もまとめていただくということで、矢田委員長よろしく申し上げます。

○矢田委員長 私のいままでの専門とか経験とかリセットして素直にみなさまの意見をお聞きしていたのですが、大変気は重い。1つはビジョン懇の委員の強い思い入れと、それから専門委員の道州制の理解のあまりの多様性にこれは大変だなと感じました。道州制というのは九州沖縄あるいは北海道では比較的本質の議論に入っているのですが、本州がなかなか動かない。本州が動かないで島のところが先行導入だと言われる。本州の動きが見通せればいいのですが、いっこうに動かない。それはひとえに、本質論は議論はできるけれども区割りのところがイメージできないことに起因している。おそらく北海道や九州は海があるおかげで区割り論争が無い。最後は州都だと思いますが、州都から議論が始まるということはないと思います。最後の導入の寸前になって詰めるという考えです。やはり

区割りがでないと、なかなか議論を建てづらくなる。マスコミもほとんど区割りと州都に興味があって、いわゆる道州制というのは何かということが鮮明になっていない。そもそも道州制とは、一言で言えば、国の内政について地方に渡すと、その受け皿が道州であるということで、単なる経済圏の合体とかそういう話ではないわけです。いわゆる「国のかたち」を変えると堺屋先生がおっしゃった通りなんです。ただ受け皿の区域は何なのかということが明確でない。私はこれは入り口であり結論であり、大変難しいかなと思っております。資料3のところに考慮事項と書いてあって、単なる列記ではなくてかなり考え込んだ4点だと思っております。圏域部会のときも、各知事の意向を聞いて、経済交流とか交通動態とか、20年後の交通のあり方とか、事務局が多様な統計を取って分析しました。4つある項目のうちすべてもっともなんですけど、4つをすべて満たすことはありえない。①番目と④番目は比較的似てるんですが、この②番目と③番目はこれは田村委員が言ったように、非常に強い住民意識がございます。結局は最後国民の選択になる。②番目③番目が出てきて、財政的自立が可能かとか、道州間の均衡ができるかなんてところは簡単にすっとなってしまう。首都圏が3000万、4000万人の経済圏で、それ以外の北陸や四国になると300万とか400万人の経済圏である。これで自立可能かという議論になる。結局最後は市民の選択だということで②と③に落ち着きました。かなりおもしろいというか興味ある経験がありました。ところで道州制とは国の権限のほとんどの部分を道州がやることです。わかりやすく言えば、文部科学省も経済産業省も国土交通省もそのほとんどを「道州」が担う。そういうイメージでやったときに、本当に人材的にも可能なのかという議論も含んでくる。多様な意見をいろんな側面から出していただいて、あまり結論は急がないで、もう少し道州制が実現できる国民的合意ができるようにどう持って行くかを考えながら進めていきたい。事務局と委員の相互交換をじっくりやりながら、着陸点を見出したいと思っております。

○江口座長 どうもありがとうございました。最後にせっかくでございますので、松浪政務官に締めていただくということで、よろしいですか。

○松浪政務官 私もライフワークを道州制ということにしておりまして、地元の選挙区に戻りましたら、子供たちへの贈り物・道州制というふうに書いておりまして、本当に今のままの国の体制ではこれからの人口減少の中で経済も持たない社会保障も持たないと、この経済と社会保障の両輪を回すためにですね、今われわれは歴史的なパラダイムの転換点にいます。江戸時代が藩札もあって赤穂の塩とかそれぞれで経済政策をやっていた連邦制だとすれば、中央集権型のスタイルで戦後も経済成長を中央集権でやったんだけど、今はそれで立ち行かなくなったというところですね、新たな明治維新に関わるようなパラダイム変換のところにいると。いま我が国は我々は政治家の立場から言いますと、これからは金融危機においてもですね、非常にマインドというものが下がりつつあると。政治に対する不審もピークに達しつつあると言うときに、私はこの道州制で政治も変える、行政も変える、そして国民の心も変えていくというようなマインドの起爆剤にもしていかな

ければならないのではないかという点で道州制を位置づけております。これはやはり今の経済政策、麻生総理でおっしゃってるのは短期中期中長期はどうしていくか。まずは目先の景気、それから中期的には財政改革、そして3つめには改革による経済成長とおっしゃられてるわけで、改革による経済成長というのは私はまさにこの道州制が非常に合致しているのではないかと。先ほどから経済の話ばかり言って恐縮ですんで、教育とかですね、他の分野におきまして、教育にしても貧しい州であればこっちは50人学級で、豊かな州は30人学級だけれども、50人学級の州の方がよっぽどいい教育をやっている、教育委員会のあり方も違うんであるとか、本当に矢田委員長おっしゃったようにすべての行政で多様性を担保できる。逆に言えば我が国は政治の多様性、先ほど長谷川委員のおっしゃった競争ということ無しにもう1つのモデルでは立ちいかないわけですし、そのような視点の中から志の高い道州制していただければありがたいなど。まさに我が国の未来、本当に持たない。私たちの子供たちは3人に1人で高齢者を支える子供たちが1.5人に1人を支えるためにどのような変革が可能なのかという、これは歴史的な実験であると思っております。我々は本当に政治の話は入りにくいと思うのですが、政治は自ら国家戦略本部でもこれからの国会議員を半減させようというような過激な案も出ております。これはイギリスが下院が646人であることを考えれば480人は決して多くないのですが、政治家が自ら身を処したというところのマインドをまず持っていただいて、そして国家公務員も地方公務員化したなど、国家公務員も自らの身を切っているんだというマインドを明らかに国民に与えて、もう1回日本人の心の再生まで図っていくというような高い志の下にみなさん議論を進めていただければありがたいと思います。

○江口座長 どうもありがとうございました。今日は第1回目でございますので、一応皆さん方のご意見をまた日頃考えておられることとお話いただきました。専門委員会の専門委員の先生方に意見をお聞きいただき、またそれぞれお考えもお聞かせいただいたわけですが、専門というのは非常に難しいと、金井委員もおっしゃいましたし、長谷川委員も矢田委員長もおっしゃいましたけれども、難しいことは専門医委員会に任せるとするのが当ビジョン懇談会の基本でありますので、簡単なことは私ども親会の方でやらせていただいて、難しいことは専門委員会の方でということで、1つ難しさを前提にしながら基本方針、具体的な区割り案等々も含めて考えていただき、まだ1年と5ヶ月、17ヶ月もあるわけですから、1つ是非17ヶ月42.195キロ長いマラソンでありますけれども、その長いマラソンの中で詰めていただく、結果を出していただくというようにお願いしたいと思います。6時半過ぎてしまいましたけれども、今回はこれで終わらせていただきしたいと思います。どうもありがとうございました。

今後ともみなさまの精力的なご議論をどうぞよろしくお願いいたします。

午後 6時46分閉会